

不断水式簡易仕切弁

昭和56年 4月 1日 OWMS 制定
平成 2年 4月 1日 OWMS 改正
(平成 7年 8月28日 OWMS 廃止)
平成 7年 8月29日 仕様制定
平成 9年 4月 1日 仕様改正
平成24年11月20日 仕様改正
平成30年 4月 1日 仕様改正
令和 元年12月12日 仕様改正

1. 適用範囲

この仕様は、呼び圧力7.5Kの水道用不断水式簡易仕切弁(以下、「バルブ」という。)について定める。

【備考】次に掲げる規格は、この仕様に引用されることによって、この仕様の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。

J I S B 2 0 6 2 (水道用仕切弁)
J I S G 5 5 0 2 (球状黒鉛鑄鉄品)
J W W A K 1 5 6 (水道施設用ゴム材料)
J W W A G 1 1 2 (水道用ダクタイル鑄鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗料)
J W W A K 1 3 9 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)
局仕様 ダクタイル鑄鉄製品内面エポキシ樹脂粉体塗装標準仕様書
「局仕様」とは大阪市水道局規格資材を示す。

2. 種類

バルブの種類は表1のとおりとする。

種類	適用口径(mm)
立形 ⁽¹⁾ 割丁字形	各種

注⁽¹⁾: 立形とは、原則として弁棒軸線を垂直に取り付けるものをいう。

3. 性能

バルブの性能はJ I S B 2 0 6 2に規定された各項目に適合しなければならない。ただし、バルブの性能から「弁座の漏れ」については行わない。

4. 構造・形状・寸法及び許容差

構造、形状、寸法及び許容差は、次のとおりとする。

- (1) 構造、形状は付図2を参考とすることとし、詳細形状、詳細構造、主要寸法及びその許容差は、個々に審査を行うものとする。
- (2) バルブの開閉は、右回り開き、左回り閉じとする。
- (3) 弁体は、JIS G 5502のFCD450-10を芯材とし、良質のステレンブタジエン合成ゴム(SBR)と一体化して成型したもの、若しくは成型された良質のSBRゴムを弁体に強固に密着し、一体化したものでなければならない。

なお、弁体ゴム表面は、きず、ひび割れ、あわ、異物、その他使用上有害な欠陥がなく、弁体として十分な強度を有すること。

また、弁体部のダクティル鋳鉄表面の接水部分の塗装は、「ダクティル鋳鉄製品内面エポキシ樹脂粉体塗装標準仕様書」(以下、「粉体塗装標準仕様書」という。)による。ただし、JWWA G 112及びB 122に準じてよい。

弁体のゴムの物理的性質は、JWWA K 156の類A55、類A60、類A65、類75のいずれかによること。

5. 外 観

5.1 塗装前の外観

鋳鉄品の表面は、滑らかで、鋳巣、割れ、きず、鋳ばりその他使用上有害な欠陥があってはならない。ただし、鋳巣、きずなどで軽微なものについては、本市の承認を得て溶接を施し、手直しを行うことができる。

5.2 塗装後の外観

塗装面の仕上がりは、塗り残し、あわ、ふくれ、はく離、異物の付着、著しい塗りだまり、その他有害な欠陥があってはならない。

6. 材 料

各部の材料は個々に審査を行うものとする。

7. 塗 装

7.1 塗 料

- (1) バルブの内面は、JWWA G 112の規定による。
- (2) バルブの外表面は、JWWA K 139の規定による。
- (3) 本市が特に指定したもの。

7.2 塗装箇所及び塗装方法

塗装箇所及び塗装方法は、次のとおりとする。

- (1) バルブの鋳鉄部には塗装を施す。この場合は、塗装前に内外面のさび、その他の付着物を十分に除去した後、塗装する。なお、ステンレス鋼棒の部分は除く。
- (2) 7.1.(1)の塗料を用いて塗装する場合は、「粉体塗装標準仕様書」による。塗装の範囲は、付図-1のとおりとする。ただし、JWWA G 112及びB 122に準じてよい。
- (3) 7.1.(2)の塗料を用いて塗装する場合は、はけ塗り又は、吹き付け塗りとする。
- (4) 7.1.(3)の塗料を用いて塗装する場合は、本市の指定により行う。

8. 試験

- (1) 弁箱の耐圧試験及び作動試験は、JIS B 2062の規定による。
- (2) 弁体ゴムの物理的性質及び化学試験は、JWWA K 156の規定による。

9. 検査

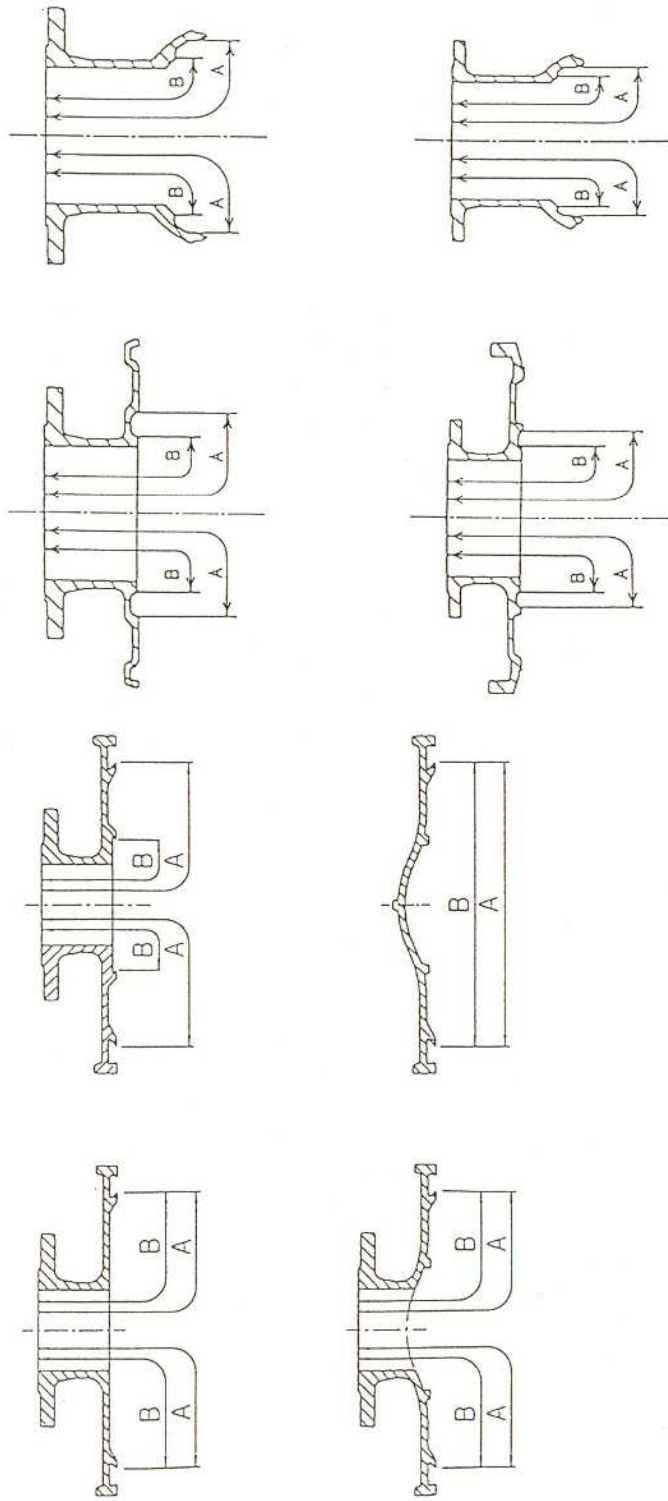
検査は、性能、構造、形状、寸法、外観、材料、塗装及び表示について行い、3.~7.及び10.の項目に適合しなければならない。

10. 表示

弁箱の外側の一定の場所に、次の事項を高さ2mm以上で鋳出しする。

- (1) トの記号
- (2))(の記号
- (3) 記号のD
- (4) 刻印座
- (5) 製造年
- (6) 製造者名又はその略号
- (7) 呼び径

付図 1 塗装及び塗膜検査の範囲



(1) 塗装の範囲は、Aの範囲とする。
 (2) 塗膜の範囲は、Bの部分とする。

